

離職者等再就職訓練仕様書 別添1

デジタル分野の訓練に係る特例について

1 目的

ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEBデザイン等（以下「デジタル分野」という。）に係る技能等を付与する訓練のうち、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定する「DX推進スキル標準」に対応した訓練やデジタル分野の資格取得率及び就職率が一定以上の割合の訓練については、離職者等再就職訓練仕様書（知識等習得コース）7及び離職者等再就職仕様書（eラーニングコース）7（以下「仕様書7」という。）で定める委託費の他、デジタル訓練促進費を支給する。また、訓練カリキュラムに職場実習を組み込む場合は、デジタル職場実習促進費を支給することによって、デジタル分野の訓練コースの設定を促進し、デジタル分野における人材の質的・量的な確保を図ることを目的とする。

2 訓練内容等について

(1) DX推進スキル標準対応コース

知識等習得コース又はeラーニングコースとして開講するものであって、「DX推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっているコースとする（1つのカテゴリーのみ盛り込まれている場合は該当しない。設定時間数は制限なし。）。

(2) デジタル資格コース

知識等習得コース又はeラーニングコースとして開講するものであって、次のいずれかの資格取得を目指すコースとするが、双方の資格取得を目指すコースとしても差し支えない。ただし、この場合の3（2）で定めるデジタル資格コースに係る訓練促進費は、訓練の仕上がり像等を踏まえ、いずれかの資格に基づくもののみを対象とする。

ア IT関係の資格

ITスキル標準（ITSS）で定めるレベル1以上の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとする。）の取得を目指す訓練コースとし、訓練受講者募集案内等に明記するものとする。

なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能とする。

イ WEBデザイン系の資格

（別紙）WEBデザイン関係の資格に該当する資格の取得を目指す訓練コースとし、訓練受講者募集案内等に明記するものとする。

なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能とする。

(3) デジタル職場実習実施コース

ア 職場実習の設定

知識等習得コースとして開講するものであって、デジタル分野の訓練に関する職場実習を組み込むこと。職場実習を設定する場合は、あらかじめ実習先事業所・実習内容等を記載したデジタル職場実習実施計画書（企画提案様式 **別紙6**）を提出すること。

なお、オンラインでの職場実習の実施は認められない。

イ 職場実習の期間及び設定時間

期間は2週間以上1か月未満とすること。設定時間は週5日、1日5時間を標準とするが、職場実習の効果等を勘案して弾力的に設定しても差し支えない。ただし、組み込んだ職場実習の時間を含めても、訓練期間が3か月未満の訓練コースには、デジタル職場実習費は支給しない。

ウ 職場実習先に関する事項

職場実習を行う実習先は、受注者とは別の事業所を原則とするが、受注者が、職業訓練以外にデジタル分野の事業を実施している場合は、受注者と実習先が同一事業所となっても差し支えない。また、実習先の事業所は、次に定めるところにより、訓練受講者を取り扱うこと。

- ① 訓練に関係のない業務に従事させないこと。
- ② 訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いとすること。
- ③ 時間外、夜間、泊まり込み等による訓練を実施しないこと（ただし、当該職種において夜間の就業が通常である等特に必要である場合を除く。）。
- ④ 当該実習は訓練であることから、訓練期間中について、訓練受講者への金銭の授受は行わないこと。

エ 受注者は職場実習に当たり、実習先事業所に以下の業務を行う担当者を配置させること。

- ① 訓練受講者の出席簿（受講時間が確認できるもの）、欠席届、訓練日誌等の管理及び座学を実施した受注者への出欠状況等報告
- ② 訓練実施に関する諸手続
- ③ 不慮の事態の連絡

オ デジタル職場実習を実施中の訓練受講者による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を義務付けるものとする。

カ 受注者は、委託費のうちから、実習に係る経費を実習先事業所に支払うことができるものとする。

3 デジタル訓練促進費の支給に関する事項

2（1）及び（2）の要件を併用したコースの設定は可能であるが、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、これらを併用したコースの場合は、2（2）の要件に

よるデジタル訓練促進費が支給されない場合に限り、2 (1) の要件によるデジタル訓練促進費を支給する。

また、4で定めるデジタル職場実習推進費は2 (1) 及び2 (2) のいずれの要件によるデジタル訓練促進費とも併給をも可能とする (ただし、eラーニングコースとして実施する場合を除く)。

(1) DX推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費

ア デジタル訓練促進費の算定

DX推進スキル標準対応コースを実施する場合のデジタル訓練促進費の単価は、訓練受講者1人1月当たり5,000円 (外税) とする。

なお、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの (祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。また、eラーニングコースとして実施する場合は1月当たりの訓練設定時間が54時間未満のものとする。) にあっては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分する。その他、支払いについては仕様書7 (1) を準用することによって得た額とすること。

イ DX推進スキル標準対応の確認方法

企画提案公募時に、企画提案者は「スキル項目・学習項目チェックシート」 (別紙1別添) を提出するとともに、学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等の書類を提出し、県は、2 (1) に定める要件を満たしているか確認する。

(2) デジタル資格コースに係るデジタル訓練促進費

ア デジタル訓練促進費の算定

デジタル資格コースを実施する場合のデジタル訓練促進費の単価は、訓練受講者1人1月当たり10,000円 (外税) とする。

なお、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの (祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。また、eラーニングコースとして実施する場合は1月当たりの訓練設定時間が54時間未満のものとする。) にあっては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分する。その他、支払いについては仕様書7 (1) を準用することによって得た額とすること。

イ デジタル訓練促進費の支払い対象

デジタル訓練促進費は、下記①及び②に定める要件を満たす訓練コースを対象とする。

① 資格取得率

2 (2) アに定める資格取得を目指す訓練コースは、対象となる資格取得率が25%以上の訓練コース、2 (2) イに定める資格取得を目指す訓練コースは、対象となる資格取得率が50%以上の訓練コースとする。

資格取得率の算定方法は、以下のとおりとする。

<資格取得率>

$$\frac{\text{新規資格取得者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職のために中退した新規資格取得者}} \times 100$$

「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内（就職のために中退した者については中退日まで）に取得した者とする。ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては1人として数える。また、就職のために中退した新規資格取得者は、対象就職者であることを要しないが、雇用期間が1か月未満の雇用契約による就職者は除く。

なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。

② デジタル訓練促進費就職率

仕様書7(2)に定める就職支援経費就職率の算定方法と同様の方法により算出する「デジタル訓練促進費就職率」が70%以上の訓練コースとする。

ウ 資格取得率の確認方法

受注者は、訓練終了後、「デジタル訓練促進費関係書類__資格取得状況報告書」（IT関係の資格はIT関係資格取得状況報告書、WEBデザイン関係の資格はWEBデザイン関係資格取得状況報告書）に、訓練受講者から入手した資格取得を証明する書類の写しを添付し、発注者へ提出すること。

なお、訓練終了日の翌日から起算して100日以内を報告期限とする。

(3) デジタル訓練促進費の支払額

デジタル訓練促進費は、以下によって計算される額を支給する。

$$\begin{aligned} &<デジタル訓練促進費の支払額> \\ &受講者数 \times デジタル訓練促進費 \times 対象月数 \end{aligned}$$

「対象月数」については、訓練の全期間とする。ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月を対象月数から除くこととする。また、早期終了日がある場合は、委託費の額は、仕様書7(1)を準用することによって得た額とする。

(4) デジタル訓練促進費の支給及び支給時期

訓練期間が3か月を超える場合、仕様書7(1)イ①により3か月ごとに訓練実施経費を支払うことは可能であるが、デジタル訓練促進費は資格取得率及びデジタル訓練促進費就職率の確定後に支払う。

4 デジタル職場実習推進費の支給に関する事項

(1) デジタル職場実習推進費の算定

ア デジタル職場実習推進費の単価

デジタル職場実習推進費は、以下の算定方法で算出する「職場実習出席率」が80%以上である場合に支払うこととし、単価は訓練受講者1人当たり20,000円（外税）と

する。その他、支払いについては仕様書 7 を準用することによって得た額とすること。

<職場実習出席率>

$$\text{職場実習出席率} = (b + c) \div (a + c - d) \times 100$$

a : 修了者

b : 修了者のうち 2 (3) に定める職場実習に 80% 以上出席した者

c : 中途退校者のうち 2 (3) に定める職場実習に 80% 以上出席した者

d : 修了者のうち、職場実習の実施日における出席率が 80% 未満である者であって、やむを得ない理由 (仕様書 7 (3) に定めるものに限る。) による欠席日を算定対象から除いて算出した場合に、当該率が 80% 以上となる者

イ デジタル職場実習推進費の支払額

デジタル職場実習推進費は、以下によって計算される額を支給する。

<デジタル職場実習推進費の支払額>

$$\text{入校者数} \times \text{デジタル職場実習推進費}$$

(2) デジタル職場実習の確認方法

ア 企画提案公募時の確認

企画提案公募時に、企画提案者は「デジタル職場実習実施計画書」(別紙 6) を提出し、県は、この時点で 2 (3) に定める要件を満たす見込みがあることを確認する。

イ 訓練終了後の確認

受注者は、職場実習を実施した場合は、「デジタル職場実習実施報告書-3 受入先事業所確認票」を作成し、受入先事業所の確認を受けること。また、訓練終了後、「デジタル職場実習実施報告書-1」を発注者に提出すること。提出に当たっては、「デジタル職場実習実施報告書-2 受講者確認票」及び「デジタル職場実習実施報告書-3 受入先事業所確認票」を添付すること。

(3) デジタル職場実習推進費の支給及び支給時期

訓練期間が 3 か月を超える場合、仕様書 7 (1) イ①により 3 か月毎に訓練実施経費を支払うことは可能であるが、デジタル職場実習推進費は職場実習出席率の確定後に支払う。

5 その他

本仕様書別添に定めのない事項については、発注者の指示に従うこと。

(別紙) WEBデザイン関係の資格

資格名	
1	WEBクリエイター能力認定試験 (エキスパート)
2	Illustrator®クリエイター能力認定試験 (エキスパート)
3	Photoshop®クリエイター能力認定試験 (エキスパート)
4	Web検定 (デザイン、ディレクション、プロデュース)
5	CG-ARTS検定 (CGクリエイター検定 (エキスパート)、Webデザイナー検定 (エキスパート)、画像処理エンジニア検定 (エキスパート)、CGエンジニア検定 (エキスパート)、マルチメディア検定 (エキスパート))
6	アドビ認定プロフェッショナル (Photoshop、Illustrator、Premiere Pro)
7	ウェブデザイン技能検定 1～3級